

# 砂川警察庁舎建設のお知らせ

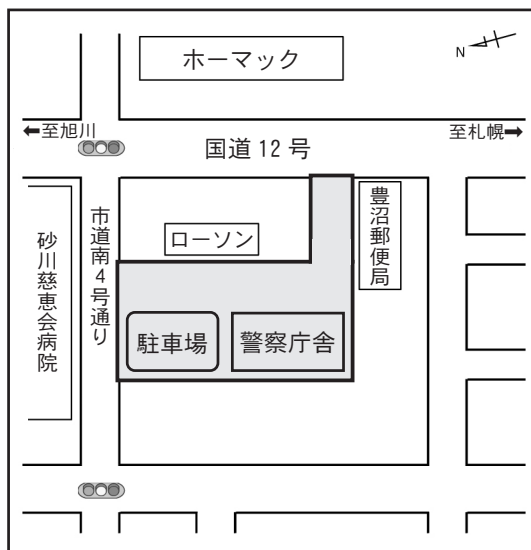


◎新庁舎完成イメージ

北海道警察では、皆さんからいただいたご意見・ご要望を可能な限り取り入れた警察庁舎とすることを基本方針として設計業務を進めてきました。このたび、設計業務が終了しましたので庁舎の概要についてお知らせします。

新庁舎は、事務室、行政窓口、相談室、会議室、コミュニティスペースなどのほか、交通機動隊砂川分駐所の事務室を併設した建物となっており、現豊沼連絡所に近接する約3千平方メートルの敷地に、鉄筋コンクリート造、平屋建て、約545平方メートルの庁舎を建設し、平成31年度中に着工・完成、平成32年4月の開所を予定しています。なお、新庁舎の建設に伴い、豊沼連絡所につきましては、平成31年6月末日をもって廃止となります。安全で安心な地域づくりを一層推進するための拠点にふさわしい施設となるよう努めていきますので、引き続き皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

## ●位置図



■お問い合わせ 北海道警察本部警務課治安総合政策室 011-251-0110

## ルールを守って自転車に乗りましょう！

自転車は、子どもからお年寄りまで多くの人が利用している一番身近な乗り物です。しかし、一人一人がルールを守らなければ、自分が被害を受けるだけでなく、加害者にもなりえる危険な乗り物になってしまいます。ルールを守って安全に乗らしましょう。

### 自転車安全利用五則を知っていますか？

**1** 自転車は、車道が原則、歩道は例外

※ 車道通行が危険な場合などは例外的に歩道通行ができます

**2** 車道は左側を通行 **3** 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

**4** 安全ルールを守る

◆ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ◆ 夜間はライトを必ず点灯 ◆ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

**5** 子どもはヘルメットを着用

※ 転倒したときに衝撃から頭を守ってくれます。子どもに限らず、ヘルメットを着用しましょう

### 自転車損害賠償保険などに加入しましょう！

自転車は、自動車の損害賠償責任保険のような強制的な加入保険制度がなく、加害者になった場合、多額の賠償金を自己で負担しなければならないケースが発生しています。万が一に備え、自転車損害賠償保険などに加入をお勧めしますが、加入済みの保険などで対応できる場合もありますので確認しておきましょう。



【お問い合わせ】生活交通係⑤ 2 1 2 1 または砂川警察署⑤ 0 1 1 0